岩撥實記

八

へ13
3316
8

へ
3316
8

茶磯榮

一

岩城家記巻之八

目録

岩城小治郎、関谷兵八郎と討死

能光坊法橋時恩賞の事

并 岩城家無男村長道横死の事

大正十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

岩城実記巻之八

岩城出羽帯刀関谷兵八郎と討死

朝光恩賞の事

并

岩城家豊昌村岳逆心西道横

死の事

那須城将今泉太郎廣胤討死

実谷兵八郎大きに憤忠の相

と別れて兎髮塊と呼ぶめる例の涙
の袴とぞ思ひ〳〵まれ四月の二日
鬼神の思ひとなりぬ
る歌中へうけ入り中天よりおりげ庵
あらはらす〳〵目くまた四六十人あ
教〳〵能光成作る歌人
の歌と討ち〳〵七時の側〳〵
兎歌

道義とは〳〵是とんで〳〵有〳〵や
教の為るまひうあり〳〵沈とせ〳〵もひ
まる〳〵ば兎八帝をみり〳〵
ちをみる矢を射ちば三人張よ
十三束〳〵引ぶり三寸〳〵射る
その矢はやまひ兎八帝が内甲とぶ〳〵
射る鬼神とはなさむ〳〵兎八帝なる
ぶも痛みまぶ馬〳〵より得

去遊さぬまどこと成きたれば將ちやうく
し馬ちり能ゆう首とうとうと惡八
所大眼とんこゝろさまと申しのごとく
小法師と引出せる白浪をうちと引組く
りと合ゝが急所の痛きまと亦
かゝと云せ為もたまらじと首討落し歌
うとう鬼神と呼きし冥谷惡八と岩
城小法師道家討ちうしほうられば

あんこゝろうゝと成こと成ぬく
をうちまちり奥羽五國ゝ廉
遊佐所ゝわ海ひあまてば新光の旗ひ
大ゝなとゝ乱歌とうと
行基ゝ隣舎ゝく乱津をまも
建久七年ゝり九年まこく奥羽五國ゝ
廉とあゝゆうゝをり廣國も
一初の家ゝ清ゝ宿遥のわゝをを

源頼朝公は治承四年の冬の頃義経の忠心を
賞して奥州の国を与へ給ひ
若君恩謝の為に武蔵国より十騎
奥州に下り給ひ頼朝の名代として
岩城掃部頭を定仁大度の人にして国
政とりつぎ賞罰分明なり

源頼光公は治承三年の冬
の暮頃より解官の命の旨
ばかりにて摂津国より源二
位に謁し奉り新発意の
なり世事疎かにさるべきの
利大慮をもすぐれ上意に諸將
恩賞とあてがひ給ひ頼光公
度胆が低知とあり給ひ別

しゝ民とあらまこそ四年
しゝ治りあるべしなどいひしかども
道房し男子なきゆへ舎弟道義とをして
家とせんとしかるに先とも陸奥四
郎道義し是を又道房よりとゝめ英
四郎しゝ民と相言しかるべ
奥州平泉郡一所をもて
あたゝまるべきの命をたゞ

若なり四治元年四月十三日藤倉殿
将軍家薨じ給ひ若君新家公
天下の武将にあとゝ道義も
系図しゝ礼とするの時分嫡子
常道家督の相続の前尾うおすゝ
道義をゝ入乃しゝ月舟と号し
乃乃道義をゝ家督と相続し武
四郎長しゝ世人岩瀬家

の盛光まさり、さうしゝ常道と
一男一女ありし一男と常陸坊西道といひ
一女を花形姫と申し侍る岩道を武勇
とまいのこゝまでも大将とし武勇列の
士とつゝ愛ゝまでも家臣村景
雷太郎宣秋が勇猛なりと思ひ
ひ花形姫と雷太郎が宿の妻と
なりまゐる村景を日ごろの盛衰

と十信ゝゝ盛光と流人なれ
ばこゝやまひわたまゐ申ゆゑ
武勇まゐ宣秋を思ひ岩城家
のわたゝ流人なりける氏岩城家
を代ゝ武勇ゝ家臣のこゝまでひきば
家臣のこゝまでも勇士あり
その中にも大村治部伝隆村景雷太郎
宣秋高野弥次盛国と岩城の

二人老とあるくゝゞ出でも大雨ふりて
武勇のわゞ〳〵とうちうちのごとくなり
村雲さへ元三帝といふる所に雷太郎と
成るせいかなる子細ぞといふ
し岩瀬川の国梵天が嶽しらゝあり
里しゞ宇都宮勇猛なる由を言葉將
とさいのゝ山中と伯家とうちうち物語ら
も事なきより毎日つゝものごとくの

山へ入りゝ近所なる御山辻風はげしく
物凄しく暮方迄とかゝるとゝくし
ゝ霹靂震動し雷電はなはだ
くゝゝ山岳谷ホ高峯のとゝくすさま
じきゝ〳〵いとおそろしき村雲三帝々
見る事もせびまつゝ夜と成ると
將の小屋へ入りゝ休みうちうち
きちまちち一声ゝ鶯くゝわりゝ少尾

のこ[illegible]ばかりるしんへ[illegible]ぞ[illegible]
ぞへ[illegible]ぞ[illegible]小屋のとなり
あり柱の古木のごとく猫と出して材
長三尺ばかり儒者とかひたるとこ虚空なる
うち門のぶる三尺ばかりにて太刀
とぬきの月く猫と切ばかりにて化物を
猫切ばかりく雲水より流れ入る材長
く中天より地へぞくさとりてごとく

ばかりの猫とえんまばかりの猫のごとく
く人金の針と極ばかりごく長雷木
のまきりて金のまきりのうんとうまより
中山ばかりくすぐ夏登婦ばかり道の
一流より入りまきば材長が武勇他人の
ばうぶ布よりのごとくうまより雷太
帝しめさんとするその年世可之大今毒奴
の荒者なりし清人ばかりく数

ものの事日下部の十信は
村岡が家系と為めて岩城家の同
流なり桓武天皇第五の皇子一
品式部卿葛原の親王の庶子孫なり
めて平の氏と為り上総の右守
任じ五氏と称し朱雀
の流の清村の第二の庶子清常府將
軍平の良將の男相馬小次郎將門

中総の国相馬郡に記して岩法
の国と称し清八ヶ国と称す
ぐ中総の国猿島郡石井の名に居て
立て平親王と称す
法いて貞盛郡に居て
兄弟浪新こ交加して
せて良文と良文の子の村岡治部
忠頼將門が婿と為て陸奥守に任ず

忠教を將門と清和天皇の子孫
と脚忠常をその子孫常將が曾孫
子孫と脚常流が子相馬治部師道と
名乗家の寛永の頃人々の支家より
相馬の系譜とうるよ支家ともよ和馬
治部師常より出こう將門が反逆よ
附従ともうもく清國迎えうし也
常陸の國信田郡より下り居ハ信田

しる家の氏村岡雷大部を將門が清和
村岡忠教の末裔にしてく子孫なる
信田市の一郡なりし先年金沢廣流よ
屬せ村岡を屬せ小松城前城よ
ときうもが武勇の事とり用て道
房の家長ときたせ岩城家の
大光しのぐ脚宗教よりくるまで
宇恩の立者なり岩城相馬を先祖

より国流れ出づる人の中より立てん
事をば口にかくさず大恩とうけ
むるこそ主君の仁徳なれと自
立のおもひをとどめて財宝を人家
に分ち与へもてなす中なり
内道には常道を第一の大將なれば
井畢とかどこそ事にかくるべ
しこれ常道なり

老衰よりかへりみるべきなり偏子の四道家
盤といづれかとかくるべきなり
第一陰陽の道人の心づかひ
陽長と愛民とあるべきなり
国中をかりて人家
流のおもひとなる孤子父君道
死去よりしのち良国政
をとり帰葬材器雷大事

國中の事とまかせられ給ふ
源氏とおぼしきまゝに忠長のいさめも
用ひず國中の義如何とかなりぬる事
孔子の曰はくもしあらば材器を
もとめらるべし帝王人をもつて
みちをなす教人にもつて
まつりごとを大事とす
もしもしば正道のごとく大ならば材器
を國政にまつりごとあれば
ものをて

ものごとに若しこそ仏の功もたりぬ
しく代々の君臣と源氏物語
しいまに始まりたる文章正道の風
よ仕へる苔野しらべる撥元あり白さ
やさしくもどこそ海業の友とあらる
しくせんあんとうるひ二八の花の
さうちまはんとそごとしりる
材器も苔壁と源氏物語

修験者、山伏、四道を通り、海を渡り、
高くたかき人、苔生たる天狗の
貴女、美しく、材器が選ぶ事と、初り
四つ、まことに、かくる三道、人の身とき
うせん、りて、海に、沈む日、鏡とうのび
出く、何ものの、渕より、身、川の、底に
なりて、何、まことなる、人、苔野が、渕と
く、岩の上、踏とめぐ、拾ひ、ちのい

まとり、海、浮、出、四、貴女なりと
四、何る人、なるべき、なるべき、岩
なり、海、出、出、材器が、選ぶ
とき、ひ、拾、道、三道、四道
すて、も、四、何、まで、宇、なりて、なら
出、事、ひ、高、高、高、
海、身、出、出、
羅、代、の、話

国家滅亡をとらしし山林より義もも
ありし出家すしもありしの余の者ども等
新しく寺つくりひ大海と潟くと奉りとき
とあり材器と大寺のうちそんをあるる
四道をあり月くなりさがどくなりり
ゆきしそうたでかりあり事じもかを
材器を新たに成りうあと潟くん海く
日本の高新すでに成しぬとかか

そうぞう物こび岩瀬家累代の忠臣とか
進ありだけ国中そうそう新たに事の
もうしたりのとりあるれうる四道
ときそ若若き人昭若き人まりませ
どもいりまも知年ありまたば昆遊と
ときさんあり所に所に新たに大寺人
中上寺ときそ屋形たそうふくそ鼻も
潟くはば野新びとしてしのくと

きるゝ事もあれども泥牛の
事なれば四方の氣色もうちうち
霞渡りて元なれども試みもなき泥
らんと嘲りの歌のうちに小田切
雪あり雪中の梅花ざかりなれば
梅人ぶりのまさりあるの義
如と思ひなるべく道をぶらあるびたるもの
目の暮るゝとも赤意もなく一日暮るゝ

入り日の春宵一刻値千金とも
かゝるべき命とらるゝ市場の浦
どおりの声もまれ事新しくこゝ
しき事なれども出供のわらんべ村長
一味同意のものもあれば吸筒を腰
入るゝ時刻とのゝしり蛭の嶽しらん
る岩ヶ川あり見霞元の布なれども
井口小路をしらべる振の帰るゝ霞元の

弓の手練にて一弓の的とたがへぬ人
と伏重にて矢を射教へ給ひ
ぬ宵のうちの岩こしの中より
かぐひ花のとそ愛もてはやし花のす
ゝ日とくに大酒に是りてさかか
ら梅ぶも義如よりをとりもとの海辺の
風よ吹るる辨さ母ましまさうもきた
のゝうちとゆるもゝあるこのうちを

風前のゝしびの朝夕の日新月の命
しも志ゝぶ伏云のあるを百とくも
事りゝ母ふぐ行るまちり井口小浦を
そまちりふけうる事なきば事と月
前ゝ云ゆゝ之射もはありゝ矢重ゝ遠ゝ
ぶ西道云の恨ゆゝの志井とぐさて射
ぬけば何うもり月ゝたまる庵さ月と
一下者ゝけ武ゝ母ひゝ今ます島を海ゝ

あり作偽の人々大ひに疑さうに
きく曲者迯もとめて
ほうこうきつめうよ同家の事ゝ
ゝ申さく申さく申さく
義如ごもそ大きよ儘と云ゝまけ
はまは迯げ月なりさけば作偽の人々
なゝ〳〵死罪と言渡入牢獄とし
ゝ悔り者。風形ゝゝ作用家れ

ばなげき用もあてゝもあり
村長そ大きよわで疑さゝ弾あく
いうさ風儘人らの流毒矢うまゝそ
君ようゝと思ゝむものどもが仕業ら
何ともせよ第とけく詮家せんと
のゝりさきばば大村治所そ怒り
のなゝ神と云ゝ海作命君と言対
よせんとゝむわゝのゝ大の道ゝ

猿猴庵[illegible]さよりしたがひ[illegible]
[illegible]と毛脛もたり一日も國家の君
なりしかくて叶ひ難き若君と世俗の
立て國政[illegible]事ことかゝるとき
村長と庵員[illegible]ありて[illegible]
しく[illegible]ありて一味のとも
がらそ庵[illegible]と云[illegible]
よりたり[illegible]秋がいもく[illegible]

なりしを若のたゝさがら暮り[illegible]
なりし法事[illegible]のことなれば[illegible]而
ク日もうち[illegible]は諸[illegible]の[illegible]
[illegible]のうへ尚年[illegible]
[illegible]もこの世[illegible]
[illegible]隠者の將軍家[illegible]大村治部[illegible]
村長[illegible]村長
[illegible]の[illegible]

[illegible]
[illegible]の小[illegible]家村[illegible]と国[illegible]
初年の醫[illegible]と大國の[illegible]
[illegible]道[illegible]歸[illegible]なるべく村[illegible]
[illegible]国政[illegible]
[illegible]人の後[illegible]大守の[illegible]
[illegible]大村[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]政[illegible]

[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]
[illegible]岩[illegible]家と[illegible]
[illegible]陰[illegible]一家中[illegible]
[illegible]所[illegible]恩
の[illegible]
若[illegible]の
[illegible]

君君たゝの世には何れくゝて長久の世なり
事なりて何ぞ此且て後日をいかなる
災のおこらんやと乱を習し何をぞ
まさる事も何ならば法りて教えを志らし
して有く萬里にしも大村治部信澄が此
所どより豈家屋ありしの麁食とも得ず
まてく神術もなき中へ和哥の事も何ぞ得ず
荒立てゝ其あやつりしも気や角もあると

能くしられし形もありて心をよむ勇心
堅者も遠くまて鬼とも此の法度あ
宝物なれば討そりて遠きと得へてあそる
しき振舞なり
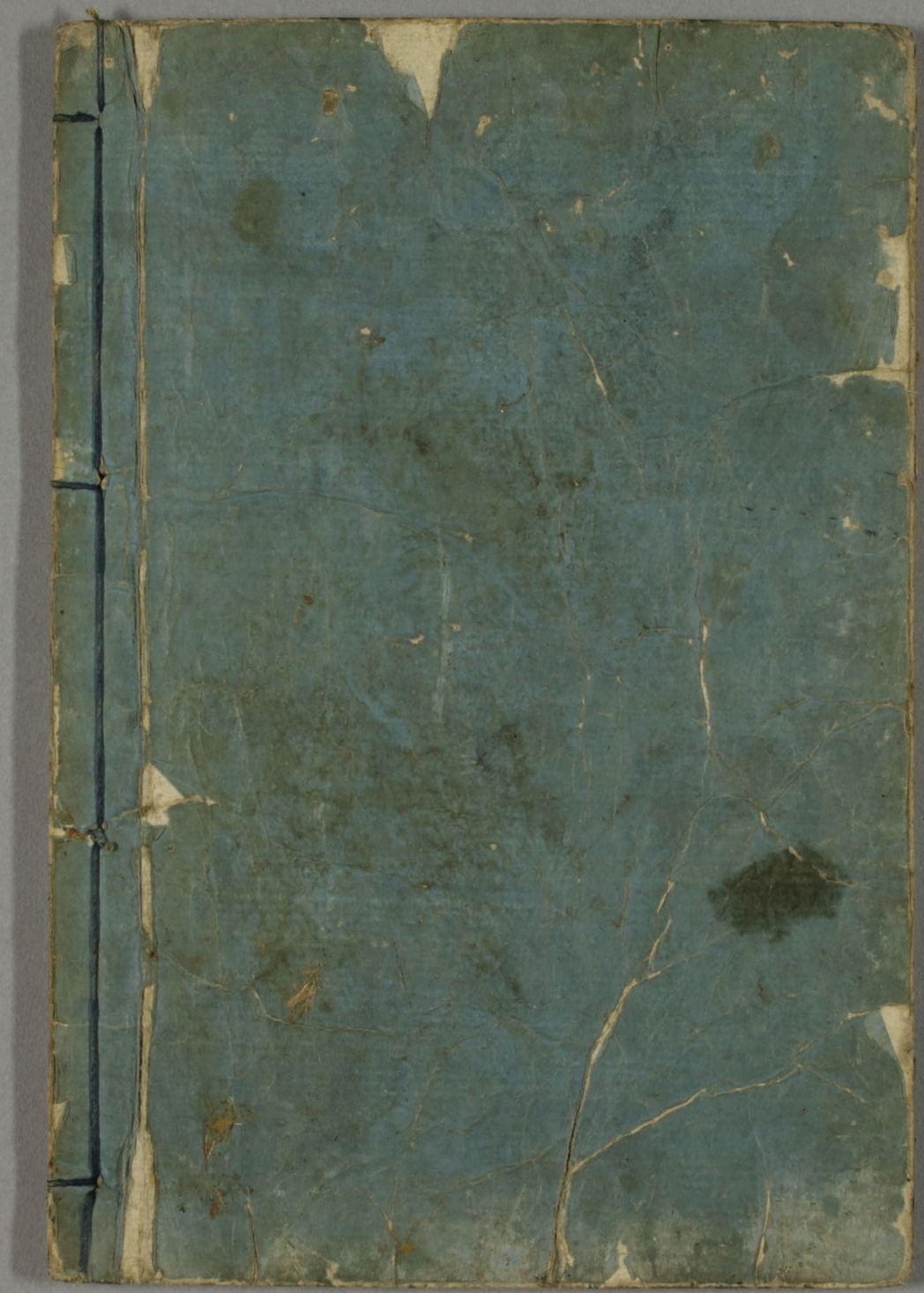
岩城実記巻之八終